

# (参考)我が国で開催したIPPC関連国際会議

## 最近の開催実績

- 2014年12月 ミカンコミバエ検疫処理専門家会議（沖縄）
- 2015年9月 植物検疫処理に関する技術パネル（福島）
- 2016年8月 植物検疫処理に関する技術パネル（東京）
- 2017年5月 能力開発委員会（東京）
- 2018年12月 ePhyto運営部会・ePhytoワークショップ（東京）
- 2019年10月 サーベイランス及び病害虫無発生地域に関する国際シンポジウム（静岡）
- 2023年1月 品目基準に関する技術パネル（東京）
- 2023年10月 栽培地検査に関する専門家作業部会（東京）



栽培地検査に関する専門家作業部会（2023年10月）

## 直近の会合の概要

- 病害虫診断プロトコルに関する技術パネル
- 日程：2024年10月21～25日（5日間）
- 場所：横浜市
- 参加者：各国植物防疫機関専門家、IPPC事務局 計13名が来日
- 内容：ISPM27（規制有害動植物に関する診断プロトコル）附属書案の技術的な検討



病害虫診断プロトコルに関する技術パネル会合（2024年10月）

# 4-1. リスクに応じた検疫措置

- 国内未発生または国内の一部のみで発生している検疫有害動植物について、その我が国への侵入を効果的・効率的に防止するためには、リスクに応じた適切な検疫措置を講じることが重要。
- 最新の文献、諸外国からの情報等を踏まえ、検疫有害動植物の侵入・まん延の可能性や、まん延した場合に農業生産に与える経済的被害について評価し、適切な検疫措置を検討する病害虫リスクアナリシス（Pest Risk Analysis（PRA））を行い、その結果に基づいて検疫措置の決定又は見直しを実施。

STEP 1 開始  
(対象の病害虫・経路の特定)

STEP 2 病害虫リスク評価  
(検疫有害動植物の決定)

STEP 3 検疫措置案の検討・提案

STEP 4 検疫措置の施行

どのような病害虫なのか？

なぜその病害虫に注目？

- ・ 新たな品目の輸入
- ・ 病害虫の新しい情報
- ・ 規則・要求事項の見直し
- ・ 新しい病害虫の発生

どうやって情報を集める？

- 図書
  - 論文
  - インターネット
- 世界中の最新情報を集める

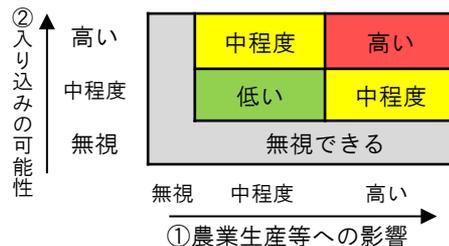
どんな情報を集める？

- ・ 病害虫の生態
- ・ 海外での被害の程度
- ・ 日本に入ってくる経路
- ・ 発生している国・地域
- ・ 海外の規制状況

その病害虫は  
どの程度リスクがあるか？

- ①日本の農業生産等へ及ぼす影響
  - ・ 日本に住み着く可能性
  - ・ 日本で広がる可能性
  - ・ 予想される被害
  - ・ 輸出への影響
- ②日本へ入り込む可能性  
輸送中の生存、発見の難易

リスク = 影響の大きさ × 可能性  
① ②



リスクがある場合  
どのような対応（措置）で  
リスクを下げられるのか？

検疫有害動植物を日本に入れないためにどのような措置をとればよいか

- ・ 輸入禁止
- ・ 栽培地検査
- ・ 消毒処理
- ・ 精密検定
- ・ 目視検査
- 等

措置を考える際に注意すること

- ・ 有効かどうか
- ・ 実行できるかどうか
- ・ 貿易を必要以上に妨げていないか

輸入検疫措置として  
関係規則に規定

①意見聴取に係る手続き

- ・ SPS通報
- ・ パブリックコメント
- ・ 植物防疫検討会

②輸入検疫措置の施行

- ・ 省令、告示、関係通知の施行

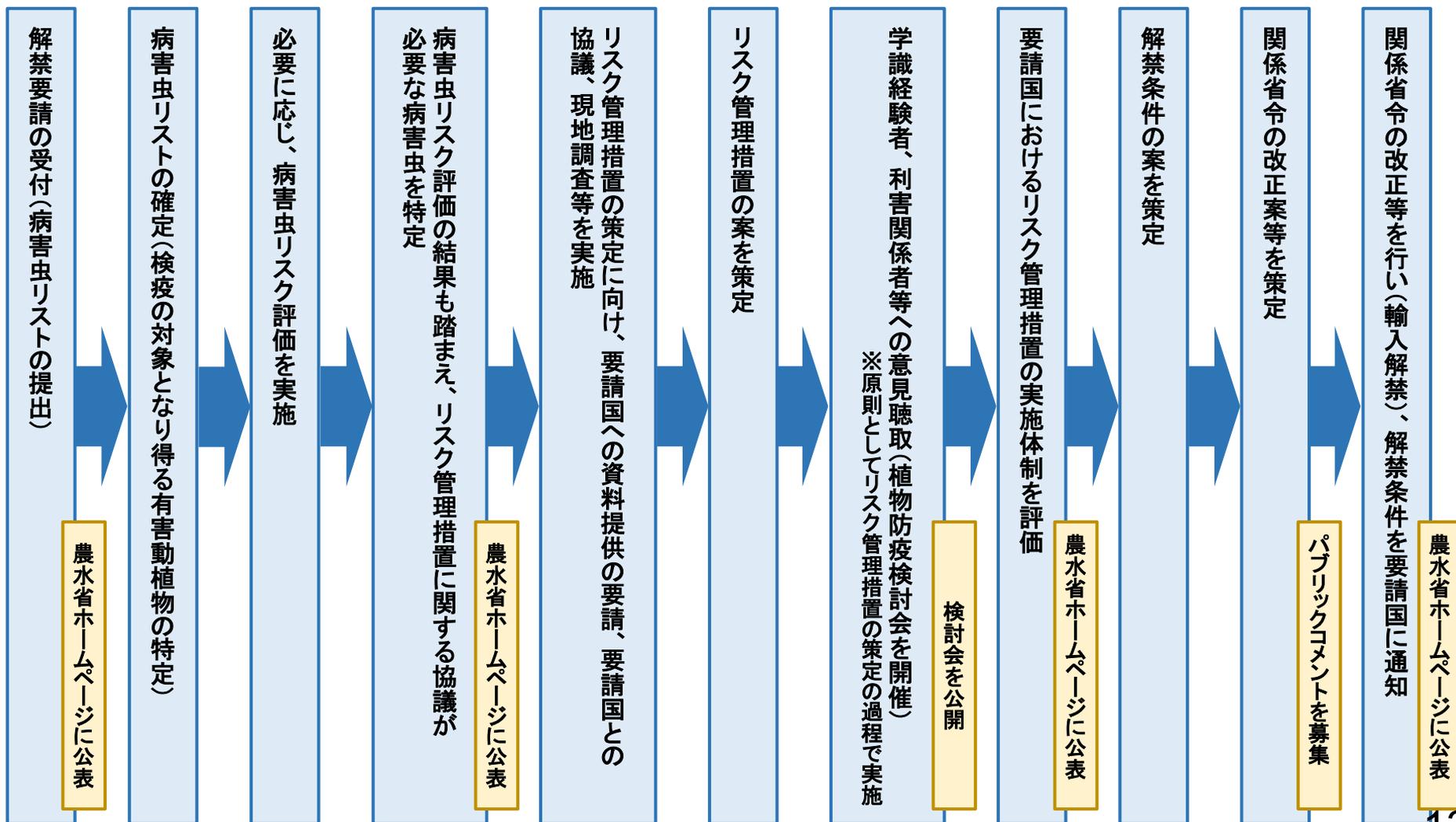
STEP 5 定期的な検証

最新の文献・海外の状況  
等の情報収集・分析

← PRAの見直しが必要だと判断される場合

## 4-2. 植物検疫における輸入解禁要請に関する標準的手続について

- 我が国が植物防疫法に基づき輸入を禁止している植物について、他国から解禁要請を受けた場合の手續の公正の確保及び透明性の向上を図るため、農林水産省における標準的手続を策定。



# 4-3. 国際植物防疫の概要

- まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある「検疫有害動植物」が外国から侵入することを防ぐため、貨物、携帯品及び郵便物として輸入される植物や中古農業機械の輸入植物検疫を実施。
- 植物の輸出に際し、その植物が輸入先国の要求する条件に適合しているか輸出植物検疫を実施。

## 輸入植物検疫

海外から検疫有害動植物（※）が我が国に侵入し、まん延して農作物に深刻な被害を及ぼすことを防ぐために以下の措置を実施

- ・ 相手国による植物等の輸出前の検査
- ・ 輸入の禁止
- ・ 輸入される植物等の検査
- ・ 検査結果に基づく消毒・廃棄



### ※検疫有害動植物

まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であって、次のいずれかに該当するものとして指定。

- ・ 国内に存在しないもの
- ・ 既に国内の一部に存在しており、かつ、植物防疫法等の規定により駆除・まん延防止の措置がとられているもの

## 輸出植物検疫

日本から輸出される植物等に関し、輸出相手国が植物検疫証明書の添付を要求する場合、相手国が指定する病害虫の付着がないかを検査し、また要求に即した措置が実施されているかを確認のうえ、問題がない場合には証明書を発給



# 4-4. 病害虫の侵入防止に向けた水際対策の強化

- 輸入貨物、旅客携帯品、国際郵便物を介し、病害虫が付着した植物等（種苗を含む）が輸入されることのないよう、空海港で病害虫の付着の有無を検査する輸入検査を実施。
- 令和元年の検査証明書添付厳格化等に伴い、旅客携帯品、国際郵便物において、病害虫付着や検査証明書無添付等の理由による不合格品及び輸入禁止品の件数（不適合件数）が増加。
- 旅客携帯品、国際郵便物の不適合件数は平成26年に比べ大幅な増加傾向

⇒ 引き続き、水際検疫の強化・効率化が重要

## 【輸入検査の様子】



本船積み貨物検査（穀類）



コンテナ貨物検査（生鮮野菜）



携帯品検査



郵便物検査

## 【侵入を警戒している病害虫やその被害】



リンゴに食入した  
コドリंगाの幼虫

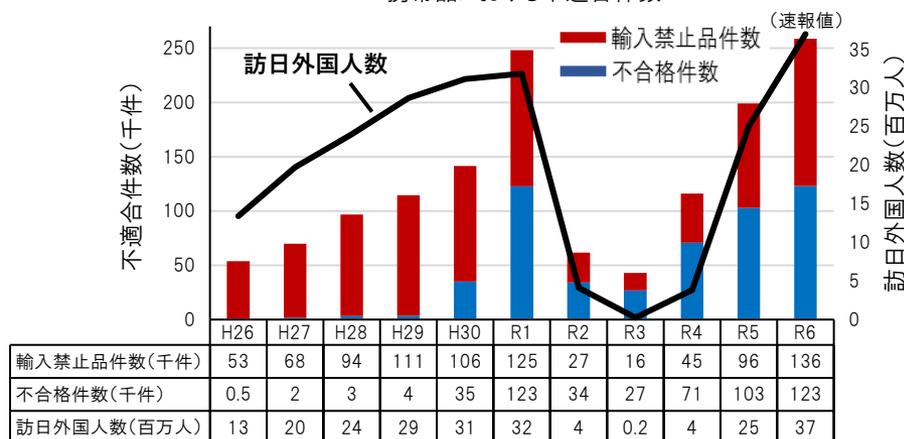


火傷病による  
リンゴの被害

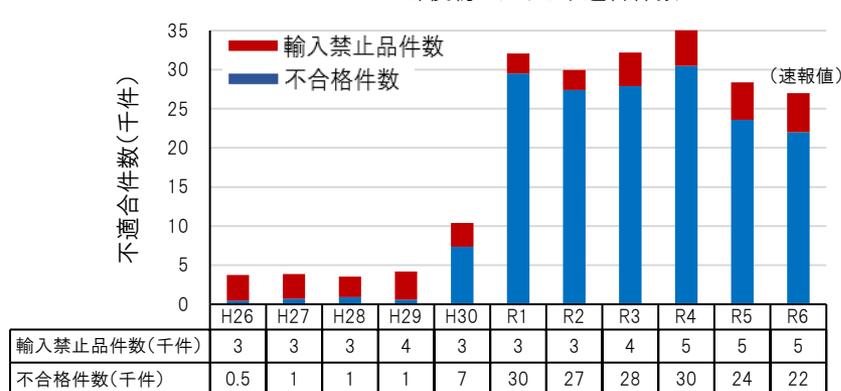


イチジクに食入した  
チチュウカイミバエの幼虫

携帯品における不適合件数



郵便物における不適合件数



出典：植物防疫課調べ、日本政府観光局HP

※不適合件数=不合格件数+輸入禁止品件数

# (参考) 輸入植物検疫制度の広報活動

- 農林水産省のYouTubeチャンネル「BAZZMAFF」にて「ピーきゅんTV」として情報発信
- 漫画家やインフルエンサーの活用（コラボポスター作成、広報イベントへの参加）
- 省公式X（旧Twitter）、FacebookなどのSNSを利用した情報発信
- 各空海港において関係団体等と連携した広報キャンペーンの実施
- 実りのフェスティバル、こども霞が関見学デー等の農水省主催イベントにおいて展示・解説を実施
- 外務省（大使館等）、財務省（税関）、総務省（国際郵便）、文科省（各大学）等へ、関係団体等への検疫制度の周知について協力を依頼

農林水産省 @MAFF\_JAPAN

注文をしていない種子が海外から郵送される事例があるようです。外装に植物検疫の合格印のない植物が届いたら、そのままの状態で見守り植物防疫所へご相談ください。

外装が未開封の場合は、配達後に受取を拒否できますので郵便局にご相談ください。詳細はこちら [maff.go.jp/pps/j/informat...](http://maff.go.jp/pps/j/informat...)

**海外から心当たりの無い種子が届いたら…**

**畑、庭、プランターにまかないで！植物防疫所にご相談ください！**

- 植物防疫所の検査が行われている荷物には合格スタンプが押されます。合格スタンプが無い種子が届いたら、最寄りの植物防疫所にご相談ください。
- 種子がビニール袋に入っている場合には開封しないでください。

午前11:56 · 2020年7月31日

5.2万 リポスト 1,603 件の引用 3.2万 件のいいね 1,670 ブックマーク

あなたのおみやげを「感染源」にしないために。

植物の検査…？

病気や害虫がひそんでいる可能性があるんだ!!

イラスト作成 漫画「植物病理学は明日の君を願う」 竹良実

海外からの植物の持ち込みは、植物防疫法により禁止または制限されています。ご相談はお近くの植物防疫所・植物検疫カウンターまで。

農林水産省 植物防疫所

5月12日は国際植物防疫デーです



# (参考) 植物防疫法違反事例 (逮捕事案、重要病害虫発見事案)

## ○動植物検疫対象品を複数回にわたり不正輸入 (携帯品)

ミャンマーから繰り返しマンゴウ、野菜種子など(植物検疫対象品)を持ち込もうとし、計20回警告書を交付されていた者が、植物防疫法違反(第6条1項、第7条1項)で警察に逮捕された事例。その後、書類送致され、略式起訴の後、50万円の罰金刑となった。

※ミャンマー産のマンゴウは、ミカンコミバエの寄主植物であるため、植物防疫法施行規則第9条により輸入禁止品と定められている。

また、多くの野菜種子は、輸出国での検査を受け、病害虫がないことを示す植物検疫証明書(Phytosanitary Certificate)の取得が必要。



## ○タイ産マンゴスチン生果実不正輸入 (携帯品)

タイからマンゴスチン生果実及び生きた鳥類を持ち込もうとした者が、関税法違反、感染症予防法違反及び植物防疫法違反(第7条1項)で逮捕された事例。

※タイ産のマンゴスチンは、ミカンコミバエの寄主植物であるため、輸出国で消毒等の特別な措置を受けた生果実以外の輸入は禁止されている。



## ○中国産ナシ生果実の不正輸入 (郵便)

中国から繰り返しナシの生果実(輸入禁止)を郵便物で輸入し、販売していた者が、植物防疫法第7条第1項違反で警察に逮捕された事例。その後、書類送致され、略式起訴の後、40万円の罰金刑となった。

※中国産のナシ生果実は、火傷病の宿主植物であるため、植物防疫法施行規則第9条により輸入禁止品と定められている。

### 【携帯品又は郵便から輸入検査で発見された重要病害虫の例】

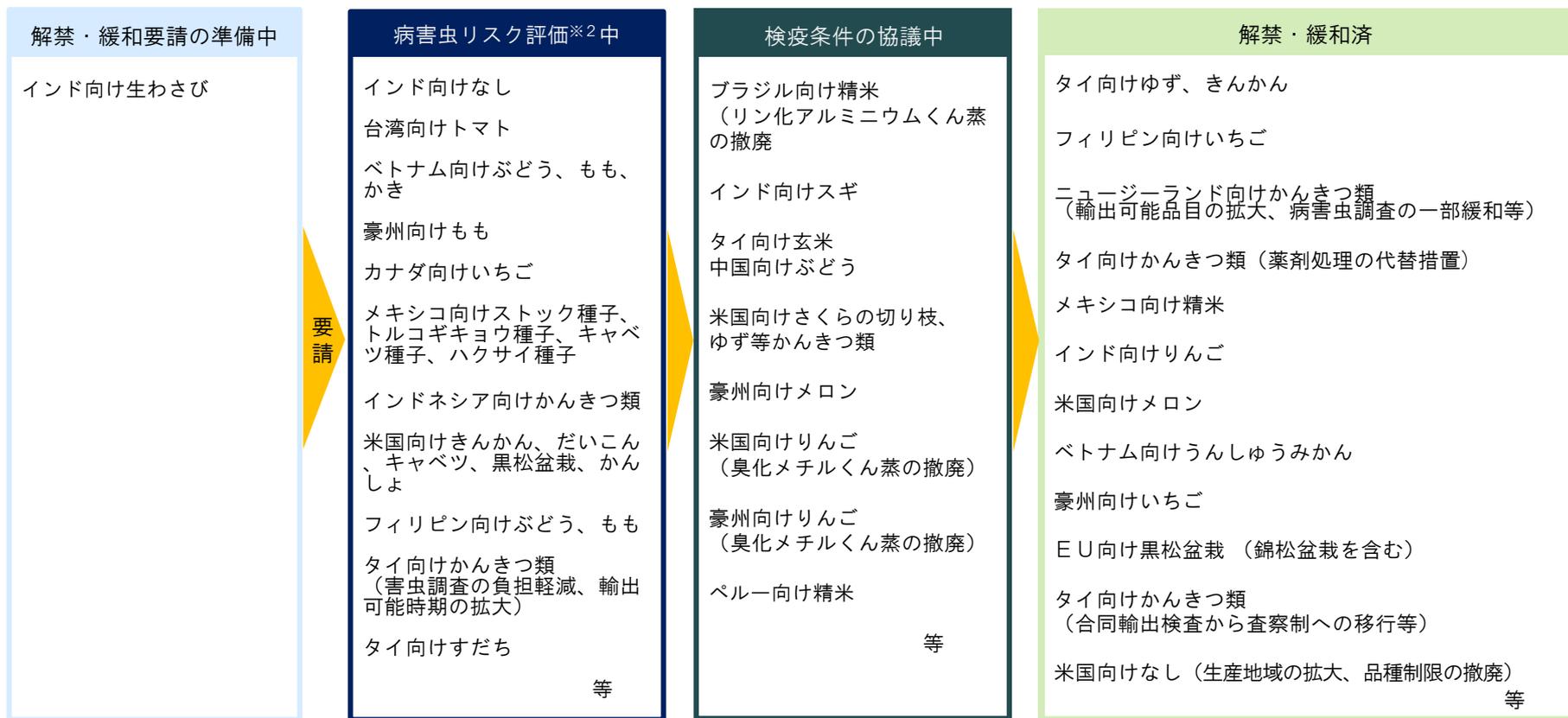
病害虫名	発見植物
ミカンコミバエ種群	トウガラシ生果実、レンブ生果実、マンゴウ生果実、グアバ生果実等
ウリミバエ	ヘチマ生果実、ニガウリ生果実、キュウリ生果実
チチュウカイミバエ	トウガラシ生果実、スモモ生果実、ミカン属生果実
スイカ果実汚斑細菌病菌	セイヨウカボチャ種子
ジャガイモやせいもウイルス	トウガラシ種子



平成29年に携帯品で持ち込まれたフィリピン産グアバ(バンジロウ)生果実0.3kg(5果)から、**計505匹**のミバエが発見された

# 5-1. 輸出植物検疫協議の状況

- 我が国は、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」に基づく輸出促進実行計画に従い輸出植物検疫に係る協議（解禁・緩和）を行っており、現在、14か国・48件で実施中。
- 実行計画の策定以降<sup>※1</sup>、9か国・13件の解禁・緩和を達成。
- 諸外国・地域への解禁要請や協議に、引き続き関係省庁と連携して取り組む。



※1 2020年4月以降

※2 病害虫リスク評価とは、病害虫の侵入・定着・まん延の可能性やまん延した場合の経済的被害の程度を評価すること

# (参考) 我が国の輸出検疫協議の実績

➤ 過去5年間（2020年1月以降）では、9か国・地域を対象に13件の輸出解禁等を達成している。輸出検疫協議の進捗は、対象品目に付着する病害虫の種類、相手国植物検疫当局の体制、検疫条件の内容、他の品目に係る協議の状況等に大きく左右される。

	品目	輸出先国・地域	実績	解禁・緩和までに要した期間
2025年2月	ゆず、きんかん	タイ	輸出解禁（園地・施設登録、発生調査、薬剤処理、査察）	2年2か月
2024年12月	いちご	フィリピン	輸出解禁（施設登録、トラップ調査、果実検査、査察）	5年6か月
2024年1月	かんきつ類	ニュージーランド	輸出可能品目の拡大、病害虫調査の一部緩和等	6年11か月
2023年5月	かんきつ類	タイ	薬剤処理の代替措置（防除、園地検査及び目視検査）の追加	4年5か月
2023年3月	精米	メキシコ	輸出解禁（コクヌスト不在の確認）	2年8か月
2022年3月	りんご	インド	輸出解禁（園地登録、選果、低温処理又は臭化メチルくん蒸、査察）	12年7か月
2021年11月	メロン	米国	輸出解禁（スイカ緑斑モザイクウイルス不在の確認）	5年6か月
2021年10月	うんしゅうみかん	ベトナム	輸出解禁（園地・施設登録、発生調査、選果、査察）	4年6か月
2020年10月	黒松盆栽（錦松盆栽を含む）	EU	輸出解禁（SA：園地検査、棚上栽培、防除、トレーサビリティ）	4年5か月
2020年8月	いちご	豪州	輸出解禁（SA：施設登録、現地検査、選果、及びトラップ調査・果実検査又は臭化メチルくん蒸）	3年10か月
2020年5月	かんきつ類	タイ	合同輸出検査から査察制への移行	2年
2020年4月	日本なし	米国	生産地域の拡大、品種制限の撤廃	1年11か月
2020年2月	うんしゅうみかん	米国	SAの構成要素から臭化メチルくん蒸を撤廃	2年7か月

# (参考) 主な国・地域への輸出実績

出典：財務省「2024年貿易統計」（単位：百万円）

国・地域		りんご	かんきつ類	なし	もも	ぶどう	かき	いちご	メロン	ながいも	精米	緑茶(製茶)
アジア	台湾	15,598	482	218	589	3,478	29	582	39	1,794	844	2,279
	香港	3,644	677	721	2,114	1,990	334	3,863	1,012	138	2,563	1,135
	中国	0	-	0	-	-	-	-	-	-	64	34
	韓国	-	0	-	-	0	-	0	-	-	0	35
	タイ	377	32	17	56	87	149	327	11	9	461	1,148
	インドネシア	39	0	12	19	3	0	1	0	0	38	444
	シンガポール	164	160	14	140	224	33	401	92	297	518	734
	マレーシア	14	37	5	22	44	3	94	9	13	47	1,247
	バトナム	190	29	25	-	-	-	-	-	-	50	745
	インド	1	-	-	0	-	-	-	-	-	2	102
フィリピン	45	-	3	-	-	-	-	0	-	144	671	
北米	米国	7	1	3	-	-	1	54	29	1,102	2,136	16,069
	カナダ	0	19	0	-	41	5	-	8	0	544	75
大洋州	豪州	0	0	0	-	2	0	0	-	-	460	771
	NZ	0	12	-	-	-	-	-	-	-	21	117
中南米	メキシコ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98	228
	チリ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	6
	ペルー	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	6
	ブラジル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	34
その他	ロシア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	218
	中東	5	0	0	0	19	0	4	18	0	326,657	977
	E U	0	14	0	1	3	0	2	6	2	937	6,491
	英国	1	0	0	1	6	0	2	0	0	284	928

-: 現在輸出不可

令和7年3月時点

# (参考資料)

## ○ 輸出植物検疫に係るエビデンスの構築事業委託費

【令和7年度予算概算決定額 45（－）百万円】

### <対策のポイント>

食料・農業・農村基本法で、農産物の輸出促進に向けて、検疫条件等の協議に係る必要な施策を講ずることが新たに規定されたことに基づき、相手国の植物検疫措置が輸出の障壁となっている果樹等について、産地が長期にわたって対応可能な検疫条件の速やかな設定を進めるため、**相手国が警戒する病害虫の生態や国内の発生状況の調査、負担軽減型のリスク管理技術の確立等**を輸出産地と連携して行います。

### <事業目標>

検疫が障壁となり輸出拡大が困難な果樹等の新規輸出解禁及び輸出検疫条件の緩和

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

#### 検疫措置に係る各県からの要望等の例

かんきつ産地	商業園地での発生が確認されていない害虫に対しても無発生を証明するための調査を求められている。調査を不要にするか、負担を減らして欲しい。
メロン産地	発生地域が高冷地や山間部だけの害虫であるにもかかわらず、平地での施設栽培でも発生調査等が求められており、輸出拡大の障壁となっている。
ぶどう産地	施設栽培下では寄生が確認されていない害虫に対する発生調査を求められている。調査を不要にしてほしい。

### 1. 病害虫の発生状況等の調査

輸出相手国が侵入を警戒しているものの、我が国では問題となっていない検疫対象病害虫の**生態や国内における発生状況**、当該病害虫の農産物に対する**寄生性等**を各地の輸出産地と連携して調査し、**検疫協議において利用するためのエビデンスとして整理**します。

### 2. 簡易なリスク管理技術の確立

農産物の輸出における病害虫のリスク管理措置として相手国から求められている**モニタリング調査、殺菌処理等**に関し、簡素化や効率化に繋がり、**輸出産地が長期にわたって実施できる手法や技術**を確立するとともに、それらの**効果を証明するためのデータを収集・整理**します。

#### 【産地と連携した調査やデータの収集・分析】

病害虫の発生実態  
果実への寄生性

病害虫の生態や分布

調査

調査

**アウトウシヨウジヨウバエ等の病害虫**  
・我が国産地では被害軽微  
・国内被害が小さいためデータ不足  
・未発生の相手国は警戒し措置要求  
・果樹輸出に支障発生

#### 【現行の発生調査（ガロントラップ）】

- ・誘引剤の希釈が必要
- ・誘引剤の腐敗により悪臭発生
- ・山間部まで多量の液体を携行して作業
- ・他のハエの混入防止対策が必要

#### 【負担軽減型（簡易トラップ）】

- ・検疫対象のミバエは捕獲し、他のハエは混入しない
- ・誘引剤希釈の手間が不要
- ・多量の液体携行は不要
- ・設置、交換が容易

### <事業の流れ>



エビデンスに基づき輸出相手国と協議し、検疫条件を設定・緩和